

災害時における工業用水道の 応急対策業務等に関する協定書

災害時における工業用水道の応急対策業務等に関する協定

高知県公営企業局（以下「局」という。）と高知市管工事設備業協同組合（以下「協同組合」という。）とは、災害発生時における鏡川工業用水道の応急対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鏡川工業用水道の送水・配水区域において、南海地震等の大規模災害が発生した場合の鏡川工業用水道の応急対策業務等について、局が協同組合の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（応急対策業務等の内容）

第2条 局が協同組合に協力を要請する応急対策業務等は、次に掲げるとおりとする。

- （1）工業用水道施設の応急復旧作業
- （2）管工事に精通した技術者の派遣
- （3）応急復旧作業に要する工業用水道用資機材等の調達及び輸送

（協力要請の方法）

第3条 局は、前条に規定する応急対策業務等について協同組合に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした第1号様式による要請書の送付により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに同様式を送付するものとする。

- （1）災害の状況及び応急対策業務等の内容
- （2）応急対策業務等を必要とする日時、場所、人員、資機材等の種類及び数量等
- （3）現場担当職員の所属及び氏名
- （4）前各号に掲げるもののほか局が必要と認める事項

（応急対策業務等の実施）

第4条 協同組合は、前条の規定により局から協力要請を受けたときは、所属組合員の中から応急対策業務に対して協力する者（以下「協力会社」という。）を選び、他の業務に優先して応急対策業務等の実施に努めるものとする。

- 2 応急対策業務等に係る現場の指揮は、局が指定した現場担当職員が行うものとする。ただし、当該職員が現場を指揮できない場合は、局が代行者を指名するものとする。

3 協同組合及び協力会社は、応急対策業務等の実施に当たっては、二次災害が発生しないよう十分留意するものとする。

(報告)

第5条 応急対策業務等が完了した場合は、協同組合は次に掲げる事項について取りまとめ、第2号様式による報告書により局に報告するものとする。

- (1) 実施期間
- (2) 実施場所
- (3) 業務内容
- (4) 従事人員
- (5) 使用した工業用水道用資機材等の種類及び数量
- (6) 前各号に掲げるもののほか業務完了報告に必要な事項

(経費の負担)

第6条 応急対策業務等に要した費用については、局が負担するものとする。

2 前項の費用の算出については、高知県の積算基準に基づき行うものとする。

(損害の負担)

第7条 応急対策業務等により生じた損害については、原則として局が負担するものとする。ただし、協同組合の責めに帰すべき事由により生じた損害については、協同組合が負担するものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が業務を行うことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、労働災害に関わる関係法令に定めるところにより、協同組合の責任において補償するものとする。

(体制の整備)

第9条 局及び協同組合は、応急対策業務等に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検及び改善に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、両者から文書による協定終了の意思表示がない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、
両者が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各 1 通を保有する。

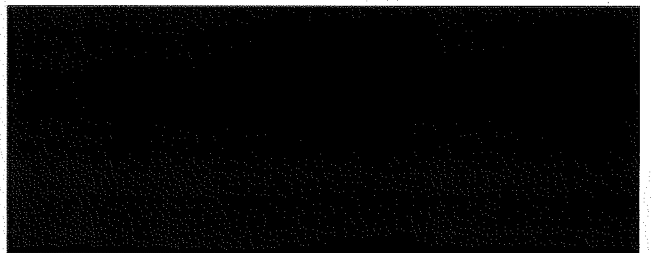
平成 24 年 1 月 23 日

高知県公営企業局

局長



高知市管工事設備業協同組合 理事長



(第1号様式)

第 号
平成 年 月 日

高知市管工事設備業協同組合 様

高知県公営企業局長

災害時における工業用水道の応急対策業務等に関する要請書

「災害時における工業用水道の応急対策業務等に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。なお、本要請に対する措置が完了後、当該協定書第5条に規定する第2号様式により、速やかに報告願います。

記

1 災害の状況及び応急対策業務等の内容

2 応急対策業務等を必要とする日時、場所、人員、資機材等の種類及び数量等

要請日時	場 所	人員、資機材等

3 担当職員

所 属	職 名	氏 名

4 その他

(第2号様式)

平成 年 月 日

高知県公営企業局長 様

高知市管工事設備業協同組合

応急対策業務等実施報告書

応急対策業務等が完了しましたので、災害時における工業用水道の応急対策業務等に関する協定書第5条の規定により報告します。

1 応急対策業務等の実施内容

期間	実施場所	業務内容	従事人員	資機材等	数量

2 その他